

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子どものための教育・保育給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、子どものための教育・保育給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付事務を執り行うことについての責務を有しており、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することとされている。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①施設型給付費(地域型保育給付費)支給認定申請 ②利用者負担額の決定 ③利用者負担額の徴収
③システムの名称	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス機能・電子申請検索
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル、保育料収納簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保育施設運営課
②所属長の役職名	保育施設運営課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保育施設運営課 TEL 0979-22-1129
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保育施設運営課 TEL 0979-22-1129
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っている。 また、子どものための教育・保育給付事務では、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力をおこなう際に手作業が介在するが、他課での確認作業が行われている。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、外部の人間が立ち入らない場所に保管するなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入する様式にしている。また、作業者が番号連携サーバーに入力し、他課の職員による処理を経なければ、手続きを完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 為末 奈津美	子育て支援課長 栗山 昌也	事後	所属長の移動に伴い修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部子育て支援課	福祉部子育て支援課保育施設運営室	事後	組織変更に伴い修正
平成28年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	子育て支援課長 栗山 昌也	保育施設運営室長 濱田 和枝	事後	所属長の移動に伴い修正
平成28年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市福祉部子育て支援課	中津市福祉部子育て支援課保育施設運営室	事後	組織変更に伴い修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育施設運営室長 濱田 和枝	保育施設運営室長 加藤 文宏	事後	所属長の異動に伴い修正
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する 特定個人情報保護評価書の 種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人 情報の入手	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人 情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人 情報の提供・移転	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークとの接続	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人 情報の保管・消失	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	なし	[○]自己点検	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業員に 対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	選択誤り
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う業務 ②事務の概要	市町村(特別区を含む。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付事務を執り行うことについての責務を有しており、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することとされている。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①施設型給付費(地域型保育給付費)教育保育給付認定申請 ②利用者負担額の決定 ③利用者負担額の徴収	市町村(特別区を含む。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付事務を執り行うことについての責務を有しており、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することとされている。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①施設型給付費(地域型保育給付費)支給認定申請 ②利用者負担額の決定 ③利用者負担額の徴収	事後	取扱事務の名称変更により修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育施設運営室長 加藤 文宏	保育施設運営室長	事後	所属長の役職名のみに修正
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	直通番号開通により修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-22-1129	事後	直通番号開通により修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和3年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和3年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス機能・電子申請検索	事後	びったりサービスの利用に伴う修正
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部	健康福祉部	事後	組織変更に伴い修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部	健康福祉部	事後	組織変更に伴い修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①子育て支援課保育施設運営室 ②保育施設運営室長	①保育施設運営課 ②保育施設運営課長	事後	組織変更に伴い修正
令和6年5月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子育て支援課保育施設運営室	保育施設運営課	事後	組織変更に伴い修正
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法第9条第1項及び別表127の項	事後	番号法の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法別表第二の116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っている。 また、子どものための教育・保育給付事務では、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力をおこなう際に手作業が介在するが、他課での確認作業が行われている。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、外部の人間が立ち入らない場所に保管するなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、外部の人間が立ち入らない場所に保管するなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入する様式にしている。また、作業者が番号連携サーバーに入力し、他課の職員による処理を経なければ、手続きを完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追加